

教育勅語と建国の思想

佐藤 一 伯

はじめに

建国の「建」は、創建・創立・肇造などと同じ意義を有しており、「建国」とは国家の創造、国づくりのことです。明治天皇が憲法発布の翌年、明治二十三年に渙発された「教育勅語」に、「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ」とあるのも、日本の建国のことを意味しています。ここで注意すべきことは、建国すなわち「国づくり」の活動は、その国の歴史とともに連続しているということです。建国と申しますと、印象としては国家創造の歴史の最初に遡るのが自然ですが、建国を最初の一時期に限るべきではありません。明治二年九月の「刑律改撰の詔」に、「我大八洲ノ国体ヲ創立スル邃古ハ措テ論セス神武天皇以降二千年寛恕

ノ政以テ下ヲ率キ忠厚ノ俗以テ上ヲ奏ス」とあるのは、神代に創立した国の基の連続という大御心が示されています。江戸時代の儒学者佐藤一斎の『言志録』に、「立志の立の字、堅立・標置・不動の三義を兼ね」とあるのに倣えば、「建国」にも①国づくりの開始、②国づくりの目標、③国づくりの永続という三つの意義があると思われる。さらに、国づくりとは国家の理想的発展を目指すべきものであり、その指導精神を「建国の精神」と言います。以上は、戦前の東京高等師範学校教授・亘理章三郎氏の大著『建国の精神と建国史観』（大成書院、昭和四年）の「建国の精神及び建国史の意義」の章（五九〜六七頁）を参考にしております。

では、私たち日本人が国づくりの目標とすべき精神、す

なわち「建国の精神」、ないしは演題に掲げました「建国の思想」とはなにか。このことを考えてみたいと思います。

その上において、明治二十三年十月三十日に、明治天皇が下されました「教育勅語」には、かつて宮内省の臨時帝室編修管として「明治天皇紀」の編修に携わった渡邊幾治郎氏が、『教育勅語渙発の由来』（学而書院、昭和十年）の中で、「この聖勅は我が国体の精華に発し、建国の精神に基づき、三千年の歴史に培はれた国民の道徳的理想の発達し、結実したもの」（緒論、二―三頁）と述べたように、日本の建国以来、今日に受け継がれた、大切な教えが記されております。渡邊氏はさらに、「人若し所謂伝家の宝物の貴ぶべきことを知らば、この勅語、国民道徳の結晶と見るべき最大な国宝の真に尊重すべきもので、決して失ふべからざるものであることを知るであらう」（同、三頁）とも述べて、「教育勅語」を国民が失ってはならない「最大の国宝」であるとの讃辞を遺しております。

その上で渡邊氏は、教育勅語の意義として次の三点を強調しております。

(一) わが国民の精神から発し、歴史に培われた固有の思想であること。

(二) 明治天皇の御精神、御性格、御行動の反映されたものであること。

(三) 法律・勅令のような命令ではなく、国民の父母たる天皇が道徳の根本を説いて教導された聖訓であり、国民が拝受したものであること。

明治三十三年（一九〇〇）に、アメリカにおいて『武士道』を出版し、「正義」「勇氣」「礼儀」「正直」など、日本人の伝統的な道徳を海外に英文で紹介した、わが郷土岩手県の偉人・新渡戸稲造の次の言葉は、渡邊幾治郎氏の教育勅語論を補完するに相応しいと思います。

明治十五年に陸海軍の軍人に賜はつた、勅諭（軍人勅諭＝軍人の守るべき忠節・礼儀・武勇・信義・質素の五つの徳目と、その根底としての誠心（まごころ）の大切さを説いた）なるものは、軍人ならざる国民（シヴィル人民）に賜はつたものと僕は信ずる。然るにそれでは余りに漠然として、普及する道が明らかでないから、教育機関を用ゐて一般人民に伝へらるるやうになつてをるもの（「教育勅語」であらう。なほ勅諭の発布された形式を見るに、丁度勅諭が陸海軍大臣の副署もなく、単に御名御璽として、いはば役人の手を經ずに、直接陛下より軍人に賜はつたものである。これは法律上から論じたならば、大元帥といふ御資格をもつて軍人に賜はつたものであらうかとも思はるるが、この形によつて教育勅語もただ一人の大臣の署名さへ

なく、御名御璽とのみあつて発布されたところを見ると、大元帥の御資格でなく、むしろ国父として、親の子を教ゆるがごとき大御心によつて賜つたものであるまいか。明治天皇の御製を拝読するにいかにも事につけ、物につけ、陛下が民の労苦を思召し、民の幸福を祈らせ給ふた大御心が拝察せられる。暑い時には暑いやうに、煮えるごとき田に耕す者、寒い時には寒いやうに、温き着物なき者の身に御同情なされる有様は、我々の屢々拝読するところである。親でなければこれ程にも思はれまいと思ふやうな、温い柔しい御真情が溢れてをる。そのことを知る者は、勅語も親の子に賜ふたものならんと信ぜざるを得ない。(新渡戸稲造「教育勅語発布四十年を迎へて」『実業之日本』三三―三二、昭和五年十一月十五日)

新渡戸稲造はこのように、「教育勅語」が国民にとって特別な詔勅であることを、晩年の昭和五年に説いております。明治天皇にも献上された名著『武士道』で新渡戸稲造が述べた、「王政復古の暴風と国民的維新の旋風との中を我が国船の舵取りし大政治家たちは、武士道以外何らの道徳的教訓を知らざりし人々であった」(矢内原忠雄訳)との思いは、旧南部藩士の父祖の血を受け継ぐ新渡戸稲造自身の人生観とも重なるものであったでしょう。

幼くして親を失つた新渡戸稲造をはじめ、近代日本の発展のために活躍した人々の多くが、明治天皇が明治二十四年にお詠みになりました、

とこしへに民やすかれといのるなるわが世をまもれ伊勢のおほかみ

など、国民の生活を案じられた御製の数々や、「教育勅語」を通して、さらには、明治天皇が崩御された後、大正九年に、明治天皇とお後の昭憲皇太后をお祀りするために、全国からの献木と青年団の奉仕により造営された、東京代々木の明治神宮を拝しまして、明治天皇のことを、あたかも自分の父親のように、心からお慕い申し上げていたことが感銘深く伝わって参ります。

このような、私ども国民にとって、「最大の国宝」と申し上げるべき「教育勅語」について、その渙発の経緯や内容について触れながら、明治天皇が国民に賜つた「教育勅語」には、とりわけ日本の建国、国づくりについて、どのような大御心がこめられているのかを考えて参りたいと思います。

一、教育勅語渙発の由来

明治維新の二大精神——復古思想と開化思想

明治維新には二つの大きな目標（思想）がありました。ひとつは王政復古であり、もう一つは文明開化であります。この二つの大きな目標の調和したものが、明治元年三月十四日に、明治天皇が京都御所の紫宸殿に、天地の神々を祭りお誓いになった「五箇条の御誓文」です。そこには「智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」という一箇条がございます。ここにいう「皇基」、皇国の基とは、後に触れます教育勅語にある「天壤無窮の皇運」と同じ意味を持つているように思われます。世界中の知識や技術を採用して近代化、文明開化を目指すことは、一方で王政復古に象徴される、日本古来の正しい道の発展に資するものでなければなりません。この「五箇条の御誓文」に示された「和魂洋才」の精神は、今なお尊ばれるべき明治維新の精神の基であり、「教育勅語」はこの明治維新の精神から出発していると思われまます。

大教宣布と三条教則——国民教育の原点

明治維新の精神の一つであります、王政復古を基調とし

た日本の正しい道、正しい教えの普及を目指して、当初明治政府は、大教宣布と申しまして、神道による国民教化の政策を推進しました。明治五年（一八七二）三月に教部省が、全国の神職や僧侶など、国民を教導し善導する立場にあった全国の教導職に、「三条の教則」を通達しました。「第一条・敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」（神様を敬い、国家を愛することの大切さを教えること）、「第二条・天理人道ヲ明ニスヘキ事」（天地普遍の人の道、道徳を教育すること）、「第三条・皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」（皇室を敬い、国の定めた法律の遵守を教えること）、以上の三箇条が、全国の神職や僧侶ら教導職に課せられた国民教育の綱領でございます。ここに盛り込まれていた精神が、やがて明治二十三年の教育勅語へと受け継がれていったと考えられています。

大教宣布の事業は、教導職の制度が明治十七年に廃止されたため、必ずしも十分な成果を挙げることができませんでしたが、例えば、先ほども話題にした新渡戸稲造は、少年時代に東京におきまして、教導職の講話を熱心に聴講した一人であります。新渡戸稲造は少年時代、神社の宮司さんから「人の心の中には神様が宿っている」という教えを受けて、それが一生涯の大きな心の支えになったと述べております（拙稿「新渡戸稲造における維新と伝統——日本論・神

道論を手がかりに」『明治聖徳記念学会紀要』復刊四五、平成二十年。

学制頒布と実学の普及

— 明治初期の学校教育の道德軽視

次に、明治維新のもう一つの精神である、文明開化を基調とした、近代化の推進の側面については、明治政府は文部省を設置して、教育の環境を整えていきました。明治五年八月に学制が發布され、フランスの教育制度に倣い、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」ことを目標にして、福澤諭吉の『学問ノス、メ』の実学主義を意識し、全国に小学校を設置しました。私たちの身近にある小学校は、明治維新の文明開化、近代化の精神を体して設置された、歴史的に重要な教育施設ということができましよう。

ただし、設立当初の学校では、西洋的な近代化を基調とした教育を重視したため、道德の科目が最下位に置かれ、しかも、教科書は主にイギリスやフランス、アメリカなどのキリスト教文化圏で使われていた教科書を翻訳したもの（常磐貞尚著『民家童蒙解』享保二十年刊、英国チャンプル著・福澤諭吉訳『童蒙教草』明治五年、仏国ボンヌ著・箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙』明治四年、米国ウエーランド著・阿部泰蔵訳『修

身論』明治六年など）が使用され、江戸時代以前の伝統的な道德を学校で教えることはありませんでした。

「聖旨教学大旨」

明治天皇は、明治五年より十八年まで、六回にわたる地方巡幸によって、北は北海道より南は九州の鹿児島まで、日本全国をつぶさに「ご視察になり、学校の授業もご覧になっておられます。明治十二年には、側近の元田永孚（熊本藩出身の儒学者で、明治天皇の御修学にも力を尽くし、教育勅語の起草にも関わった一人）に、次のように教育現場をご覧になった感想を述べられました。

教学ノ要、仁義・忠孝ヲ明カニシテ、智識・才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓、国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ智識・才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス、然ル所以ノ者ハ、維新ノ始、首トシテ陋習ヲ破リ、智識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ長所ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖モ、其流弊、仁義・忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所、終ニ君臣・父子ノ大義ヲ知ラセルニ至ランモ測ル可カラス（待講元田永孚が記録）

日本の伝統的な教育の基本は仁義・忠孝といった道德を

学び、その上で知識や技能を身につけて、世のため人のために尽くすことにあるが、近年の状況は知識や技能の習得のみを尊び、道徳の教育が疎かにされているとして、将来のことを大変心配しておられます。

明治天皇はこのように、すでに明治十二年頃から、自身の学校現場のご視察をもとに、後の教育勅語へと受け継がれる国民の道徳教育の改善についてのお考えがございました。

明治十年代以降の徳育論——皇室の重要性の再認識

道徳教育のありかたについては様々な議論がありました。が、明治十五年には福澤諭吉が『帝室論』において「帝室は人心収攬の中心」であると主張し、明治二十二年には、教育家の西村茂樹が、「今日断然と大詔を発せられ、国民の道徳教育は帝室に於て全く其基礎を定められ」というように、皇室が中心となって、道徳教育の基本を示すべきとの提言が寄せられるようになりました。

教育勅語の渙発

憲法発布の翌年、明治二十三年二月の地方官会議で徳育の問題が議論され、岩手県の石井省一郎知事らが提言を行っております。それをお聞きになった明治天皇は、時の

文部大臣榎本武揚に、徳育に関する箴言（格言）案の作成を御下命になりました。明治二十三年五月に内閣の改造があり、文部大臣に芳川顕正が就任します。時の総理大臣は山縣有朋です。文部省の命により、最初に中村正直（東京帝大教授、洋学に通じた漢学者、『西国立志編』の訳者）が六月に草案しました。忠孝の根源は敬天・敬神にあるという趣旨のものでしたが、廃案となります。これを受けて、法制局長官の井上毅が新に草稿したものを原案に、元田永孚が修正を加え、これを明治天皇にご覧に入れましたところ、元田永孚にもう少し吟味するように御下命があり、何度も推敲を重ねた末、明治天皇のご裁可を得て、教育勅語の成文が完成しております。井上毅は起草にあたり、法律じみではないけないこと、宗教的な内容にならないこと、哲学的ではないけないこと、政治じみた文章ではないけないこと、学問的な堅いものでもないけない、天皇陛下の御文章に相応しいものでなければいけない、特定の宗派に偏ったものではないけないというように、七つの困難を説いています。また、草案をご覧になった明治天皇は、とくに、「爾臣民父母ニ孝ニ……天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の徳目の内容に細心の御心をこめられたといわれております。

教育勅語は明治二十三年十月三十日に渙発され、その一カ月後の十一月二十九日には、帝国議会が開設されております。

す。新しい立憲政治、議会政治に先立ち、国民教育の基本をお示しになったものであり、通常の詔勅とは異なり、内閣大臣の副署がなく、明治天皇が政府を経由せずに、直接国民一人一人に賜ることを意識したものと いえます。

二、教育勅語の内容

教育勅語の内容を拝察する前に、全文を皆さんで一緒に奉読したいと思います。教育勅語の全文をご覧下さい。

教育勅語（教育ニ關スル勅語）

朕惟フニ 我カ皇祖皇宗 國ヲ肇ムルコト宏遠ニ 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ 我カ臣民 克ク忠ニ克ク孝ニ 億兆心ヲ一ニシテ 世世厥ノ美ヲ濟セルハ 此レ我カ國體ノ精華ニシテ 教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス 爾臣民 父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ 夫婦相和シ朋友相信シ 恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ 學ヲ修メ業ヲ習ヒ 以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ 進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ 常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ 是ノ如キハ 獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス 又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ 實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス 朕爾臣民ト俱ニ 拳拳服膺シテ 威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

三百十五字の簡潔な文章でございます。以下その内容を、諸先輩方の学説（巨理章三郎『教育勅語釈義全書』、中文館書店、昭和九年等）を参照しながら、私なりに拝察させていただきます。

第一段「朕惟フニ……教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」

第一段の「朕惟フニ」から「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までは、教育勅語における建国（肇國樹徳）の思想（建國の精神）が述べられております。

「朕」は、天皇御自ら「われ」と称されるお言葉であり、「惟フニ」は「思うに」と同じで、「考えてみるに」ということです。「朕惟フニ」は、下の「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までかかります。明治天皇が、ご自身の大御心を国民にお示しになるために、最初に「朕惟フニ」と仰せられたものです。

「我カ」は「我等が」という親しみの意味がこめられておられます。

「皇祖皇宗」は、皇室の御先祖のことです。我が国では古より天皇を「すめらみこと」と申し上げ、「すめ」はこの上もなく尊いという意味で、古典では皇祖を「みおや」と訓ませておられます。「祖」と「宗」とを分けるときには「皇祖」はその国を肇め造った第一代の君主をさし、「皇宗」は第二代以降の君主をさしますが、我が国は悠久の昔より一系の皇統がお続きになっております。明治時代の詔勅に「皇祖」と「皇宗」とを分けてある場合は、御歴代を遠く神代にまで遡り、皇祖はその始めの方を仰せられ、皇宗はその後の方を仰せられておりますので、ある時代に限定して区別したのではなく、皇祖・皇宗あわせて一つの意義をなし、祖宗列聖と仰せられたのと同じことになると思われます。

「国」は「国家」のことで、ここでは万世一系の天皇が統治する皇国（日本の国家）のことです。

「肇ムル」は、創め造るということ。とくに上古のある時代に限定せず、長く引き続いていることを申します。

「宏遠ニ」は、広大久遠の規模のことで、我が国の建国は太古にあり、かつ規模が宏大であることを説いたものです。

「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」とは、皇祖皇宗が君徳を樹立し、我が国民の理想とすべき道徳を国中に深く厚くお布きになり、人倫の大道を示されたことを申します。

「我カ臣民」は、皇祖皇宗以来、天皇に仕える歴代の国民を「我等が臣民」と親しんで仰せられたものです。

「克ク忠ニ克ク孝ニ」は、世々の国民が、よく誠の心をもつて国家に奉仕し、誠の心をもつて先祖と親に仕えたことを申します。

「億兆心ヲ一ニシテ」は、多くの人々が心を同じくして。「世々厥ノ美ヲ濟セルハ」は、代々その忠孝の（道徳的に）美しい風習を成就して来たのは、という意味です。

「此レ」は「我カ皇祖皇宗」以下、「世々厥ノ美ヲ濟セルハ」までを承けます。

「我カ」は「我カ皇祖皇宗」の「我カ」と道義で、「我等が」「私たち日本人の」という親しみをこめられた表現です。

「国体」は、日本の古典の伝承にもとづく建国の原理、ないしは国家の体制（尾藤正英「水戸学の特質」のこと）。

「精華」は、その最も純美なところという意味です。

「我カ国体ノ精華」とは、由緒ある日本の国の特色の中で、最も純美な素晴らしい所ということです。

「教育ノ淵源亦美ニ此ニ存ス」については、「教育勅語」

は国民に教育の根本を示されたもので、ここに「教育」とあるのは「国民教育」のことで、学校教育はもとより家庭教育、社会教育などすべてを含むものです。「淵源」は、基づくところ、国民教育の根本とし理想とするところ。「実二」はまことに、たしかにそうであると強調する語句です。「此二」は前の「此レ」と同じ事柄。「存ス」は「在る」ということです。「我カ国体ノ精華」は、すなわちまた我が国民教育の根本であり、理想たるものの存するところであると、意味を強く確かめて仰せられたものです。

そこで、日本の古典に由来する日本の建国の起源、ならびに日本の国の有り様、すなわち「国体」とはどのようなものか、これを理解することが大切です。

『日本書紀』を繕きますと、天照大御神が皇孫瓊瓊杵尊に賜った「天壤無窮の神勅」に、
葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫、就きて治せ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮無かるべし。

とあります。この皇祖の神勅の中に、日本の国家を麗しい君徳をもって建設されるという思想が表れております。

また、神武天皇が御即位四年目の二月に下された皇祖祭祀（大孝）の詔に、

我が皇祖の靈 天より降り鑿て、朕が躬を光し助けた

まへり。今諸の虜已に平けて、海内事無し。以て天神を郊祀りて、用て大孝を申べたまふべし

とあり、神祭りのことを大いなる孝と書きまして「おやにしたがうこと」と仰せられております。日本の古典において親孝行の「孝」の字は、この神武天皇の先祖をお祭りになる詔に最初に登場しております。まさに、日本の建国と道徳の根本は、高天の原に神鎮まります、天照大御神の神勅をいただいで国づくりにあたられた、第一代の神武天皇がその範を示され、第二代綏靖天皇以下、御歴代の天皇様に受け継がれ、国民もまたその大御心を戴いて、君民一体となつて国家の発展に尽くしてきたと申し上げることができると思います。

第二段「爾臣民……又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」

次に、第二段の「爾臣民」から「又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」までは、国民が実践すべき徳目について、親しく仰せられたものでございます。

「爾臣民」は、「汝ら臣民よ」と私たち国民一人々に親しく呼びかけられたものです。

「父母ニ孝ニ」は、父母に孝行の誠を尽くすこと。直接の父母に始まり、祖父母・曾祖父母・高祖父母、更に伯叔

父母等、なお進んでは父母の子孫に対する道をも含めることができません。

「兄弟二友二」は兄弟姉妹に友愛であれよと仰せられたものです。

「夫婦相和シ」は、夫婦が互いに愛情の心を以て相和することです。

「朋友相信シ」は、友達に互いに正直でいつわりのない信をもって交わることです。

「恭儉已レヲ持シ」は、恭儉の徳、すなわち我が心をひきしめ、行いを慎んで、事のよきほどを守り、道に外れたことをしないことを心がけて我が身を取り扱うことです。

「博愛衆ニ及ホシ」の「博」は「広」、「愛」は思いやりの心から人のためになることをすること。「博愛」は偏りなく普く一切に行き渡る愛ということ。「衆」は多くの人々、すべての人類。「及ホシ」は「行きとどかず」の意味で、「施す」という意味とは違い、近きより遠きに行きとどかずことで、それには順序の差別があります。その差別はおおよそ縁の軽重や事の緩急によって決まります。この教えをおし広めて、愛情を動植物や地球の環境（禽獣草木等）にまで及ぼすべきである、と解釈することも出来ますが、それらは「博愛衆ニ及ホシ」の教えの応用とすべきものであります。

「学ヲ修メ行ヲ習ヒ」は、学業を修習しという意味で、修学と習業は別の二つの事ではないと思われれます。

「以テ智能ヲ啓発シ」は、学業の修習によって知識や才能を發展せしめることです。

「徳器ヲ成就シ」は、人としての徳性（道德的人格、道德的品性）を修め養うこと。

「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」の「進テ」は、学を修め業を習う立場から、更に世の中に進み出てということ。

「公益」は社会・国家の共同のためになること。公共の利益のことです。「広メ」は發展せしめてその及ぶところを大いにすること。「世務」は社会・国家のためになる仕事。世間有用の務め。「開キ」は創造し發展せしめることです。

「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の「常ニ」はいつでも。「国憲」は国家の根本規則。ここでは皇室典範と帝国憲法のことです。「重シ」は尊び守ること。「国法」は国家の規則で、ここでは法律等のことです。「遵ヒ」は守り行うこととです。

「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」は、もしも急な事変が起こつたならば義勇（正しい勇氣）を奮い起こして公共のために（国家社会に）奉仕せよという意味です。

「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の「以テ」は「父母ニ孝ニ」より「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」までを承

けます。「天壤無窮」は天地と共に窮まりのない、永遠と
いうこと。「皇運」は日本の国の隆運。「扶翼」はたすけな
すことです。

「是ノ如キハ」は「父母ニ孝ニ」以下「皇運ヲ扶翼スヘ
シ」までを承けます。以上は我が国民の道であつてこれを
よく守り行ふものは、という意味です。

「独り朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス」は、ただ忠義順
良の臣民であるのみならず。

「又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」は、またこ
れによつて、汝ら臣民の祖先が伝承してきた美風（麗しい
風習）を十分に顕彰できるであろう、という意味です。な
お、この一節は前段の「我カ臣民：世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ」に照応するものです。

「教育勅語」に仰せられております道徳の徳目は、大き
く三種類に分けられます。

ひとつは、「家族や友達との人間関係についての徳目」
で、「孝行」、「友愛」、「夫婦の和」、「朋友の信」がこれに
あたります。

二つめに、「社会のなかで活動する個人の徳目」として、
「謙遜」、「博愛」、「修学習業」、「智能啓発」、「徳器成就」
があります。

三つめに、国家・社会の一員としての行動についての徳

目として、「公益世務」、「遵法」、「義勇」があります。

さらに、日本人の道徳の根本理想としての「皇運扶翼」
の道があります。

第三段「斯ノ道ハ……威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾 フ」

次に、第三段の「斯ノ道ハ」から「威其徳ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ」までにおいて、明治天皇は先祖伝来の道を国
民と共に実践しようとの大御心を告示しになっております。

「斯ノ道ハ」は、この我等のまさに実践すべきことは、
ということと「斯ノ道」というのは前段の「父母ニ孝ニ」
以下「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までのことです。

「実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ」の「遺訓」は、のこ
し伝えた教えのことで、ここでは皇祖皇宗の遺し伝えられ
た御教えのことです。

「子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」については、この道は
実に我が皇祖皇宗の御遺訓であつて、其の御子孫にましま
す天皇や皇族の御方々も、また国民及び国民の子孫も、皆
斉しく永久に遵い守るべき所のものであると仰せられたも
のです。

「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の
「之」は、「斯ノ道」のことです。「古今ニ通シテ」は、昔

の時にも、今の時にも、何時でも。「謬ラス」は間違いないこと。「中外ニ施シテ」は我が国で行つても、外国で行つても。「悖ラス」は逆にそむくことがないということ。「斯ノ道」は時からいえば「古今に通じて謬らず」、処からいえば「中外に施して悖らず」、すなわち宇宙に行き渡つた真理であることを強く確信して仰せられたものであります。

「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」における、「拳々服膺」は慎んでこれを我が身に付けて自ら守り行うこと。慎んで奉戴実行することです。「威」は皆と同じく、ことごとくの人ということ。「徳」は、これまで述べられてきた日本伝来の道徳のことです。朕は汝ら臣民と齊しく、つつしんでこれらの道徳を我が身につけて、自ら之を實踐し、皆その徳を同一に、心を一つにすることをひたすら願ひ望むと仰せられたのであります。

明治天皇は御生涯に九万三千首もの御製（和歌）をお詠みになっております。その中には日本人のあるべき道をお諭しになった、素晴らしい御製が数々遺されております。

その中の一首を紹介いたしますと、明治二十二年、憲法発布の年に、

さざれ石の巖とならむ末までも五十鈴の川の水はにじらじ

とお詠みになりました。高天の原の天津神の御教えのまに、神武天皇の建国以来、守り伝えられてきた日本人の心が、さざれ石の巖とならむ未来永劫まで、伊勢の神宮の御神域を流れる五十鈴川の水のごとく、清く明るく、正しく直くあつてほしい。このような願ひを込められてお詠みになったお歌と拝察いたします。そして、明治二十三年の教育勅語の渙発もまた、このお歌にこめられたのと同じ御心境で、新渡戸稲造が述べたように、親が子に授けるようなお気持ちで、明治時代の国民さらには、その子孫たる現在の私ども国民のことをも念頭に置かれた、心温まるお言葉であつたと拝察されます。

三、よりよい国づくりに向けて

教育勅語の精神を、今後の国づくり、社会づくり、人づくりに、どのように継承していくべきか。結びにあたって、ここに、二つの提言を申し上げたいと思います。

教育勅語の奉読や書写、講話のすすめ

まず、「教育勅語」は、まさに「声に出して読みたい日本語」、素晴らしい文章です。これを読み、あるいは書き写す、あるいは教育勅語の内容等について勉強する機会を折々に設けて、理解、習得に努めていくべきだと思います。

昭和二十三年（一九四八）六月、占領下での国会の排除・失効確認決議により、まるで内容的価値が否定されたかのような誤解が生じて、すでに六十年以上が経ってしまいました。この誤解は日本の将来のためにぜひ正して、今なお国民が守るべき道徳訓であることを、国民一人一人が確認し、それぞれの道徳の指針として採り入れ、実践して参りたいと願ってやみません（森田康之助『教育勅語』の義解）。

昔話や祭礼など、身近な伝統文化の振興

もうひとつは、私たちの身近にある昔話や民話、あるいは家庭、神社等での祭礼や、年中行事、しきたりなどの大切さを理解し、伝承発展させていくことが重要であります。

一例を申し上げますと、岩手県遠野市では平成二十二年に柳田國男の『遠野物語』発刊より百年を記念して、様々な記念行事が行われました。私も家族で遠野を訪ね、遠野ふるさと村の曲がり屋の囲炉裏端で、語り部の昔話を拝聴しました。その中に、座敷わらしのお話がございました。

「二七 旧家にはザシキワラシといふ神の住みたまふ家少なからず。」

「二八 ザシキワラシまた女の児なることあり。……山口孫左衛門といふ家には、童女の神二人いませりといふを久しく言ひ伝へたりしが、ある年同じ村の何某

といふ男、町より帰るとして留場の橋のほとりにて見馴れざる二人のよき娘に逢へり。……さては孫左衛門が世も末だなど思ひしが、それより久しからずして、この家の主従二十幾人、茸の毒にあたりて一日のうちに死に絶え、七歳の女の子一人を残せしが、その女もまた年老いて子なく、近き頃病みて失せたり。」

「二九 孫左衛門が家にては、ある日梨の木のみぐりに見馴れぬ茸のあまた生えたるを、……最後の代の孫左衛門、食はぬがよしと制したれども、下男の一人がいふには、いかなる茸にても水桶の中に入れて茸殻おがらをもちてよくかき廻して後食へばけつしてあたることなしとて、一同この言に従ひ家内ごとくこれを食べたり。」（柳田國男『遠野物語』、明治四十三年）

語り部の方が、『遠野物語』に収録されたこの昔話をなさった後、これを聴いていた私たちに、「お家の中の長上の人や、お年寄りの言いつけ、教えは、大事にしなさいよ」と諭されました。語り部のお婆さんのこの教えは大変感銘深いもので、明治天皇の「教育勅語」の大御心と相通ずるものではないかと、拝察いたしました。

これはわずか一例に過ぎず、家庭のしきたりや年中行事、家訓、昔話や民話、あるいは神社の祭礼など、私たちの身近にある伝統文化の多くには、「教育勅語」に通じる精神

が込められているのではないでしょうか。その精神をあらためて確認して、伝統文化の継承と発展に尽くすことは、「教育勅語」にございますところの、私たちの祖先の遺風の顕彰に努めることに他ならないと拝察いたします。

付記 本稿は、第四十五回建国記念の日奉祝岩手県民大会（平成二十三年二月十一日、岩手県公会堂）での講演原稿に加筆しました。岩手県神社庁の西館勲庁長には貴重な勉強の機会を戴きましたことに、改めて御礼申し上げます。

（御嶽山御嶽神明社禰宜）